

■田原市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定）の一部改定について

1 改定の理由

平成25年10月に三河田原駅舎の移転、田原駅前通り線が開通し、駅周辺をはじめ、まちなかの人・車の流れが大きく変化したため、田原市街地にふさわしい土地利用の方向性を検討してきました。

また、駅前の工場跡地を取得し、その活用方法について、市民に意見を伺いながら検討した結果、中心市街地及び田原市全体の活性化に寄与する新たな賑わいの核となる商業施設等を誘致していく方針となりました。

そのため、当該方針に基づいた土地利用計画(用途地域)を定める必要があることから、平成21年3月に策定した田原市都市計画マスタープランの一部改定を行い、迅速に中心市街地等の活性化に取り組んでいくものです。

※都市計画法(昭和43年法律第100号)では、市町村が定める都市計画(用途地域)は、市町村の都市計画マスタープランに即したものでなければならないものとされています。

2 改定までのスケジュール

- ・平成27年6月1日(月) 田原市都市計画審議会に対し、改定案の提示及び承認
- ・平成27年6月15日(月) パブリックコメントの実施
～平成27年7月14日(火)
- ・平成27年7月下旬 田原市都市計画審議会に対し、改定案について諮問
- ・平成27年8月上旬 改定版田原市都市計画マスタープランの公表